

「収入証紙に関する条例施行規則を廃止する規則」概要

1 背景

くらしと行政のデジタル化を推進するため、手数料及び使用料を収入証紙で収入している手続きのキャッシュレス化を進め、令和7年9月末日をもって収入証紙の販売を終了し、制度を廃止する。

2 改正の概要

手数料等について証紙による収入の方法から、収入証紙以外の方法による徴収とするため、収入証紙に関する条例施行規則を廃止する。なお、施行日以降の収入証紙の返還等について、必要な経過措置を設ける。

収入証紙に関する条例を廃止する条例は、令和7年3月21日議決済。

【経過措置】

- ① 廃止条例附則の規定する証紙、並びに廃止条例の施行の日までに出納員及び現金出納員が会計管理者から交付を受けた証紙のうち販売されなかったものについて、旧規則に定める「受払状況の報告」はなおその効力を有する。
- ② 旧規則に定める「証紙による収入額の報告」は、廃止条例附則の規定する証紙について、なおその効力を有する
- ③ 証紙を返還して現金の還付を受ける場合、現金還付申請書を会計管理者又は地域県政総合センターの出納員に提出する。
- ④ 証紙を返還して現金の還付を受ける販売者が納付する金額は、返還しようとする証紙の額面金額の合計額に、令和6年度に買い受けた証紙の金額の合計額に応じた割合を乗じて得た額とする。

【様式の改正】

令和7年9月末日をもって収入証紙制度が廃止となり、10月以降、販売者以外による証紙の返還の際にその理由を求める必要がなくなるため、現金還付申請書(第8号様式)の「還付を受けようとする理由」欄を削除する。

3 施行期日

令和7年10月1日